

第五節 公衆浴場

（ボイラー室等の区画等）

第三十条 公衆浴場のボイラー室等（公衆浴場の浴室に給湯するために火を使用する室等をいう。）は、その他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画するとともに、当該公衆浴場の主要構造部のうち当該区画内にある柱及びびはり、耐火構造としなければならない。

〔解説〕

本条は、浴室に給湯するために火気を使用する室とその他の部分を、耐火構造の構造体等により防火区画し、在館者が安全に避難できかつ建築物の倒壊及び延焼を防止することを目的としている。

耐火構造の床及び壁等で防火区画し、かつ当該区画内にある主要構造部のうち倒壊を防止するため重要な柱及びびはりも耐火構造とするものである。

第三十一条 削除

（火消場等）

第三十二条 浴室に給湯するために薪等を燃料として使用する公衆浴場には、その周壁を耐火構造とし、かつ、不燃材料で造つたふたを備えた火消場及び灰捨場を設けなければならない。

〔解説〕

本条は薪等を燃料とし、その灰や燃えかすの処理が必要な公衆浴場の場合には、防火上必要な火消場等の設置を定めたものである。

第三十三条 削除